

German Newsletter

Japan Business Services

December 2024



The better the question. The better the answer.
The better the world works.

Shape the future
with confidence

概要

- I. 法改正
- II. 賃金税
- III. 社会保険

ドイツ最新情報

I. 法改正

1 2024年内に成立した法改正の概要一覧(2024年12月20日現在)

法律名	官報公布日／概要
1. 2024年年次税法 (Jahressteuergesetz 2024: JStG 2024)	2024年12月5日

税目	改正内容
所得税	<ul style="list-style-type: none">出資者構成が同一の人的会社(パートナーシップ)間における個別資産の無償譲渡に際しても(含み資産を顕在化させない)簿価承継が可能法人が人的会社に出資している出資関係において、人的会社間で簿価承継された資産の含み益に対する(場合によっては遡及的な)課税を規定する「法人条項」の厳格化従業員出資持分の無償または低廉譲渡に伴うみなし給与課税の繰り延べ措置規定にグループ条項を導入(対象となる企業持分の拡大)Eバランスシートの提出データの追加<ul style="list-style-type: none">勘定科目明細(2025年1月1日以降開始する事業年度から)固定資産台帳、状況報告書、監査報告書、税務上の調整計算書(2028年1月1日以降開始する事業年度から)

法律名	官報公布日／概要
法人税	<ul style="list-style-type: none"> 連邦憲法裁判所の違憲判決を受けた、配当課税にかかるインピュテーション(税額控除)方式から所得半額課税方式への制度変更にかかる経過規定の改正
営業税	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー貯蔵設備の運営者に対する、営業税課税ベースの自治体間での案分基準 自己所有不動産にかかる営業税上の減算額の算定にかかる改正(2025年課税年度以降は土地税法上の評価額に代わって当該事業年度中に損金算入された土地税額)
組織再編税法	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡法人による税務上の最終決算書の電子的方法による提出の義務付け
VAT	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュベースでVAT申告を行う事業者にかかる改正 <ul style="list-style-type: none"> 2028年1月1日以降発行の請求書から「キャッシュベース課税」の旨の記載を義務付け 受益者側の上記請求書にかかる前段階VAT控除は、請求書支払い時点で初めて可能 小規模(VAT免除)事業者に関する規定の改正 <ul style="list-style-type: none"> 売上高上限額の引き上げ ドイツ以外のEU域内に所在する事業者についてもドイツの小規模事業者規定適用が可能 EU域内においてクロスボーダーの取引を行うドイツ小規模事業者に対する特別な申告手続きおよび申告義務の導入 小規模事業者に対する簡便的な請求書発行規定の導入(電子請求書の発行義務から免除) ストリーミングによるイベントの課税地に関する規定の導入 VAT倉庫に関する免税規定(VAT法第4条第4a号)の廃止
国際取引課税法	<ul style="list-style-type: none"> 成長機会法(6.参照)により導入されたクロスボーダーのファイナンス取引およびファイナンスサービスに関する規定の適用における、2023年12月31日以前に締結され、かつ、実際に運用が開始された契約にかかる保護規定
不動産取得税法	<ul style="list-style-type: none"> 不動産取得税の対象となる、人的会社や資本会社における出資持分変動に際しての不動産の帰属を定義する不動産取得税法第1条第4a項の導入
土地税および評価法	<ul style="list-style-type: none"> 実勢時価が課税標準の評価額を下回ることが証明できる場合の時価による評価の可能性
適用開始	<ul style="list-style-type: none"> 規定により異なる
2. 最低生活水準を税務上保証するための法律(Gesetz zur steuerlichen Freistellung des Existenzminimums 2024)	2024年12月5日
税目	改正内容
所得税法	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除額および児童控除額を2024年1月1日に遡及して引き上げ 2024年12月分の賃金税計算で反映

税目	改正内容
租税通則法	<p>移転価格文書にかかる簡便化</p> <ul style="list-style-type: none">税務調査通知書の交付日から要請の有無にかかわらず30日以内に提出提出の対象となる文書は、トランザクションマトリクス、マスターファイルならびに非経常的取引に関する記録に限定ローカルファイルについては、税務調査の一環で要請があった場合には30日以内に提出
所得税	<p>税務査定書およびその他の行政文書の電子的方法による交付</p> <ul style="list-style-type: none">交付に際して受領者(納税者またはその代理人)の同意は不要ただし、納税者は電子的方法による交付を拒否し、郵送による交付を求めることが可能2026年1月1日以降交付される行政文書から適用開始
VAT	<ul style="list-style-type: none">配当およびその他の源泉課税にかかる免除証明書の最長有効期限を3年から5年に延長VAT月次申告義務の対象となる売上高下限を7,500ユーロ超から9,000ユーロ超に引き上げ(下限以下の場合は四半期申告)動産の再販売事業者に対する(販売と仕入の)差額課税特例の適用下限を500ユーロから750ユーロに引き上げ
商法および租税通則法	<ul style="list-style-type: none">商法上および税務上の証憑保管期限を10年から8年に短縮VAT法上の請求書の保管期間も8年に短縮帳簿および決算書については引き続き10年の保管期間が適用施行時点で保管期間の満了していない書類については新規定が適用
民法、商法および労働法	<ul style="list-style-type: none">書面方式(書面への自筆署名または公証人による認証)からテキスト方式への変更または電子的方法を除外する規定の撤廃改正例<ul style="list-style-type: none">出資者(株主)総会以外におけるテキスト方式での議決権の行使電子的方法によるレファレンスレター(Arbeitszeugnis)の作成人材派遣契約書の書面方式による締結義務の撤廃(テキスト方式による締結が可能)
適用開始	<ul style="list-style-type: none">原則2025年1月1日
4. 税務上の経済認識番号の付与に関する法律 (Verordnung zur Vergabe steuerlicher Wirtschaftsidentifikationsnummern: W-IdNr.)	2024年10月2日
	<ul style="list-style-type: none">経済識別番号は2024年12月1日以降段階的に付与開始付与対象は、ドイツ国内で経済活動を行う個人および法人(以下、事業者)VAT-ID番号を保有する事業者は、当面経済識別番号も並行して使用経済識別番号の記載は当面任意VAT-ID番号は保有しないが、VAT登録している事業者またはVAT法上の小規模事業者でELSTER(税務当局の電子申告システム)アカウント保有者については経済識別番号が付与上記以外については2025年7月1日以降に付与開始

5. BEPS防止措置実施条約適用法(MLI-Anwendungsgesetz - BEPSMLIAnwG)

2024年6月21日

BEPS防止措置実施条約(MLI)は2段階に分けて実施
第1段階:2016年11月24日付多国間協定に関する法律
(Gesetz zu dem Mehrseitigen Übereinkommen vom
24.11.2016 - MLI-UmsG)により2021年4月1日に発効
第2段階:実際の適用

- MLI-UmsGに挙げられていた14ではなく9(クロアチア、チェコ、フランス、ギリシャ、ハンガリー、日本、マルタ、スロバキア、スペイン)の租税条約のみが対象
- 当該条約相手国との租税条約の改正内容を個々に規定
- MLIに関連した相互協議および仲裁手続きは連邦中央税務局が管轄

適用開始

▪ 官報公布翌日

6. 成長機会法(Wachstumschancengesetz - WtChancenG)

2024年3月27日

税目

改正内容

所得税

- 縁越損失に際しての最低課税規定(100万ユーロまでは無制限に控除、100万ユーロ超過分は60%のみが控除)における控除率を60%から70%へ(2024年から27年まで)限的に引き上げ
- 個人事業者やパートナーシップの留保利益に対する優遇税制の改正
- 定率減価償却の暫定的導入
 - 2024年4月1日以降2024年12月31日までに取得または製造された動産について、最高で定額法による減価償却額の2倍または上限償却率20%での償却
- 2023年10月1日以降2029年9月30日までに取得または製造された住宅用建物については、残存簿価の5%での定率償却
- 所得税法第7g条の特別償却の償却率上限を20%から40%に引き上げ
- 個人資産売却益(キャピタルゲイン)の非課税上限を600ユーロから1,000ユーロに引き上げ
- 制限納税義務者(非居住者)に対するライセンス料支払いに際しての債務者による源泉税徴収義務の免除上限を5,000ユーロから1万ユーロに引き上げ
- 2024年1月1日以降2030年12月31日までに取得されるカンパニーカー(電気自動車)に対する優遇措置の対象要件となるグロス車体価格上限を6万ユーロから7万ユーロに引き上げ
- 贈答品の損金算入上限額を受領者当たり年間35ユーロから50ユーロに引き上げ

法人税

- 法人税上の課税オプションモデル(出資者レベルではなくパートナーシップレベルでの課税の選択適用)の適用対象を民法上の組合に拡大
- 縁越損失に際しての最低課税規定(100万ユーロまでは無制限に控除、100万ユーロ超過分は60%のみが控除)における控除率を60%から70%へ(2024年から27年まで)時限的に引き上げ(法人税のみ、営業税は従来通り)

営業税

- 営業税上の自己保有不動産にかかる減算規定の改正

国際取引課税法

- 利息の損金算入制限規定に代わるクロスボーダーのファイナンス取引およびファイナンスサービスに関する規定の導入

組織再編税法

- 存続型分割における乱用防止規定の改正

VAT	<ul style="list-style-type: none"> 国内B2B(事業者間)取引における電子請求書発行の義務付け
租税通則法	<ul style="list-style-type: none"> クロスボーダーのタックスプランニングに関する報告義務(「DAC6」)に関する規定の改正 OECDの国際的コンプライアンス確認プログラム(International Compliance Assurance Program、〈ICAP〉)やEUの欧州信用協力アプローチ(European Trust and Cooperation Approach、〈ETACA〉)といった、クロスボーダーのリスク評価プロセスへの参加に関する規定の導入
EU行政協力法	<ul style="list-style-type: none"> 共同監査に関するEU行政指令の国内法への導入
研究開発助成法	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発助成金の算定基準額の引き上げ
適用開始	<ul style="list-style-type: none"> 規定により異なる
7. 郵便法近代化法(Postrechtsmodernisierungsgesetz)	2024年7月15日
租税通則法	<ul style="list-style-type: none"> 行政文書のみなし交付日を郵便発送3日後から4日後に延長
適用開始	<ul style="list-style-type: none"> 2025年1月1日以降郵便発送、電子的方法で送信または電子的方法によりデータ提供された行政文書に適用

2 立法手続き中の法改正の概要一覧(2024年12月20日現在)

法律名	手続き状況／概要		
1. 税制発展法(Steuerfortentwicklungsgesetz)	2024年12月20日連邦参議院同意		
所得税	<ul style="list-style-type: none"> 累進的な税負担増を調整するための税額控除額の引き上げ 		
税率			
課税年度	2024年	2025年	2026年
基礎控除額	11,604ユーロ	12,096ユーロ	12,348ユーロ
累進税率第1ゾーン適用課税所得上限	17,006ユーロ	17,444ユーロ	17,800ユーロ
最高税率(42%)適用課税所得	66,761ユーロ	68,481ユーロ	69,879ユーロ
富裕税率(45%)適用課税所得	277,826ユーロ	277,826ユーロ	277,826ユーロ
児童控除額(夫婦合算申告の場合は2倍)			
課税年度	2024年	2025年	2026年
児童控除額	3,306ユーロ	3,336ユーロ	3,414ユーロ
児童手当			
課税年度	現行	2025年	2026年
児童一人当たり	250ユーロ	255ユーロ	259ユーロ

2. 将来を保証するための投資資金調達に関する第2次法
(Zweites Zukunftsfinanzierungsgesetz - ZuFinG II)

2024年11月27日付政府案

- 投資ファンドおよび特定投資ファンドによる投資先を営業活動を行う人的会社(パートナーシップ)に拡大
- 上記に応じた、特定の(営業活動からの)その他の国内所得について、ファンドレベルでの免税措置の廃止
- 営業税免除対象を投資ファンドが出資持分から得る特定の所得に拡大
- 再生可能エネルギー分野への投資にかかるオープン型不動産ファンドおよびインフラファンドによる出資および活動範囲の拡大
- オープン型不動産ファンドによる、再生可能エネルギー関連設備または電気車両充電設備への投資または運営を可能とする規定の導入
- 株式会社株式について最低額面価額を1ユーロ未満に引き下げることが可能
- 所得税法第6b条に基づく資産売却益の課税繰り延べ規定における準備金上限を個人について50万ユーロから5百万ユーロに引き上げ

適用開始

原則的に2025年以降

3. 最低課税調整法(Mindeststeuer-Anpassungsgesetz - MinStAnpG)

2024年12月5日付ディスカッションペーパー

BEPS関連

- 2023年12月に公表された、国別報告書(CbCR)セーフハーバーの適用に関する新たなルールを示すOECD執行ガイダンス(Agreed Administrative Guidance第3号)の国内法への導入

所得税

- 人的会社(パートナーシップ)の出資者によるパートナーシップ関連経費の損金算入禁止規定の廃止
- ライセンス料の損金算入制限規定の廃止

国際取引課税法

- 投資所得にかかる加算課税規定の廃止
- 加算課税規定における相対的および絶対的非課税限度額の引き上げ

適用開始

原則的に2025年以降

4. イーフューエルのみで走行可能な車両の税務上取り扱いに関する法律(Gesetz zur steuerlichen Behandlung von lediglich mit E-Fuels betreibbaren Kraftfahrzeugen - E-Fuels-only-Gesetz)

2024年10月7日付財務省法案

所得税

- イーフューエル社有車(カンパニーカー)のプライベート利用にかかるみなし給与の月額算定基準
 - グロス車体価格7万ユーロ以下の場合0.25%(ガソリン車は1%)
 - 7万ユーロ超の場合0.5%
- 上記上限額の9万5千ユーロへの引き上げの可能性

営業税

- イーフューエル車両のリース料(みなし利息相当分)については、営業税上の加算に際して2039課税年度まで時限的に優遇措置(加算額の減額)が適用

車両税

- 2030年1月1日以降2039年12月31日までの間に車両登録されたイーフューエル車両に対する車両税免除(2042年12月31日までの時限措置)

II. 賃金税

2025年に適用される賃金税上の現物給与査定額

無償または廉価で従業員に提供される食事は、社会保険対価法(Sozialversicherungsentgeltverordnung: SvEV)上で定められた現物給与支給額で評価されます。職業上の理由による外部勤務(出張)時または二重家計の一環で、雇用者または雇用者の指示に基づき、第三者から従業員に対して提供される、税込みで60ユーロを超えない食事についても同様です。

2025年に適用される賃金税上の現物給与査定額は以下の通りです。

朝食代	2.30ユーロ
昼食または夕食代	4.40ユーロ

2025年に適用される外国出張時の食事手当および宿泊費の非課税限度額(添付資料)

外国出張時の食事手当(日当)および宿泊費の非課税限度額が変更されています。2025年1月1日から有効な非課税限度額表は添付資料をご確認ください(太字は変更箇所)。

III. 社会保険

2025年社会保険料算定基準額

2025年に適用される社会保険料算定基準額および社会保険料率は以下の通りです。

社会保険料算定基準限度額	月額(ユーロ)	年額(ユーロ)
--------------	---------	---------

法定健康保険加入義務限度額:

一般	6,150.00	73,800.00
2002年12月31日以前の加入免除者	5,512.50	66,150.00

算定基準限度額:

健康および介護保険	5,512.50	66,150.00
年金および失業保険	8,050.00	96,600.00

保険の種類	年金保険	失業保険	健康保険 ¹	介護保険
雇用者負担	9.30%	1.30%	7.3% (+1.25%) ²	1.8%
従業員負担	9.30%	1.30%	7.3% (+1.25%) ²	1.8% ⁴ (+0.6%) ³
合計	18.6%	2.6%	14.6% (+2.5%) ²	3.6% (4.2%) ³

¹ 標準保険料

² 健康保険追加保険料、料率は健康保険機関によって異なる

³ 児童のいない被雇用者に対する追加保険料

⁴ 児童の有無および児童の年齢により料率の減額あり

コンタクト先

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
JBS (Japan Business Services)

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

柿沼 裕

Phone +49 211 9352 23581
hiroshi.kakinuma1@de.ey.com

土肥 敬大

Phone +49 6196 996 25432
takahiro.tohi1@de.ey.com

Disclaimer

- By nature, the information made available can neither be exhaustive nor tailored to the specific needs of an individual case. It does not constitute advice, any other form of legally binding information or a legally binding proposal on our part.
- This presentation reflects our interpretation of the applicable tax laws and regulations, the corresponding court rulings and the official statements issued by the tax authorities.
- This presentation is based on the law as of the date of this presentation. In the course of time, tax laws, administrative instructions, their interpretation and court rulings may change. Such changes may affect the validity of this presentation.
- We are not obliged to draw your attention to changes in the legal assessment of issues dealt with by us in this presentation.
- We assume no warranty or guarantee for the accuracy or completeness of the contents of this presentation. To the extent legally possible, we do not assume any liability for any action or omission that you have based solely on this presentation. This also applies should the information prove to be imprecise or inaccurate.
- This presentation and the handout are not a substitute for qualified tax advice.

EY | Building a better working world

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multidisciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2024 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

02138-226Jpn
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com